

○京丹後市定住空家情報バンク事業実施要綱

平成28年8月24日

告示第198号

(趣旨)

第1条 この告示は、京丹後市内における空家の有効活用を通して移住及び定住の促進による地域活性化を図るため、京丹後市定住空家情報バンク事業を実施するについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 住居その他の使用がなされていない一戸建ての住宅であつて、専ら人の居住の用に供する空家又はその一部を人の居住の用に供する家屋であるものをいう。
- (2) 所有者等 空家に係る所有権又は売買若しくは貸借等を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 定住空家情報バンク この告示の定めるところにより、宅地建物取引業者の専門的な仲介協力を得ながら、都市住民等に対して、空家を市のホームページその他公共の媒体で公開してあつせんすることにより、空家の円滑かつ活発な取引を促し、もって本市への移住及び定住を促進させる仕組み又は制度をいう。
- (4) 定住空家情報バンクシステム 定住空家情報バンクをインターネット上で運営又は運用するコンピュータネットワークシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、定住空家情報バンク以外による空家の取引を規制するものではない。

(定住空家情報バンクの運営に関する協定の締結)

第4条 市長は、定住空家情報バンクの実施に当たり、市内に主たる事務所を有する宅地建物取引業者に対して、定住空家情報バンクの運営に係る次に掲げる事項に関して協定の締結を求めるものとする。

- (1) 空家の存在状況の把握及び情報提供に関すること。
- (2) 定住空家情報バンクシステム における物件の登録、変更、抹消等の作業に関すること。
- (3) 空家の取引に係る交渉、代理、媒介等に関すること。

2 市長は、空家の取引に係る交渉、代理、媒介等については、直接これに関与しないもの

とする。

(空家の登録)

第5条 定住空家情報バンクを利用して空家の売却、賃貸等を希望する所有者等(以下「物件登録希望者」という。)は、前条の宅地建物取引業者の中から当該空家に係る仲介業務を取り扱う者(以下「指定宅建業者」という。)を指定して媒介契約の締結を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による媒介契約の締結を確認したときは、速やかに定住空家情報バンクシステムに登録及び承認処理を行い、公開するものとする。

(空家の登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、定住空家情報バンクの登録を抹消するものとする。

- (1) 登録事項に虚偽があったとき。
- (2) 物件登録希望者から登録の抹消の申出があったとき。
- (3) 登録物件の売買、賃貸借等の契約が成立したとき。
- (4) 前3項に掲げる場合のほか、定住空家情報バンクに登録することが適当でないと市長が特に認めたとき。

(空家の取得希望及び契約の成立)

第7条 定住空家情報バンクに登録されている空家の購入、賃借等を希望する者(以下「物件取得希望者」という。)は、指定宅建業者と契約交渉等を行うものとする。

2 指定宅建業者は、登録物件の売買、賃貸借等の契約が成立したときは、直ちに定住空家情報バンクシステムから登録物件を削除しなければならない。

(苦情又は紛争の処理)

第8条 定住空家情報バンクの運営に起因して苦情又は紛争が発生した場合は、指定宅建業者、所有者等、物件取得希望者その他の利害関係者は、関係法令の規定に則り、信義を旨とし、誠実にその処理に当たらなければならない。

(個人情報の取扱い)

第9条 定住空家情報バンクにおいて保有する個人情報の取扱いについては、京丹後市個人情報保護条例(平成17年京丹後市条例第11号)に定めるところによる。

(暴力団等の排除)

第10条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者は、定住空家情報バンクを利用することができない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年8月24日から施行し、改正後の京丹後市定住空家情報バンク事業実施要綱の規定は、平成28年度分の登録から適用する。